

令和 7 年第 2 回定例会 12 月定期議会
総務企画常任委員会調査報告書

令和 7 年 12 月 19 日

総務企画常任委員会

総務企画常任委員会 活動状況

〔報告期間〕令和7年9月9日～令和7年12月1日

日時	活動区分	内 容	頁
9.9(火) 13:58～14:35	検 討	<p>《委員のみ》</p> <p>■9月定期議会中における委員会並びに分科会日程について</p> <p>■常任委員会調査報告書について</p> <p>〔出席者〕熊谷委員長ほか委員6名</p>	—
9.17(水) 9:57～15:40	所管事務調査①	<p>《総務部、まちづくり推進部、上下水道部、消防本部》</p> <p>■第三次登米市総合計画（案）について</p> <p>〔出席者〕熊谷委員長ほか委員6名 総務部 阿部総務部長ほか9名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか11名 上下水道部 小林部長ほか5名 消防本部 小野寺消防長ほか4名</p>	—
9.19(金) 10:00～11:58	検 討	<p>《委員のみ》</p> <p>■令和6年度各種会計に係る決算審査の進め方について</p> <p>〔出席者〕熊谷委員長ほか委員5名</p>	—
9.24(水) 13:40～14:55	所管事務調査②	<p>《まちづくり推進部》</p> <p>■登米市過疎地域持続的発展計画（案）について</p> <p>■（仮称）第三次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針について</p> <p>〔出席者〕熊谷委員長ほか委員5名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか3名</p>	—
9.29(月) 10:37～12:00	検 討	<p>《委員のみ》</p> <p>■令和6年度各種会計に係る決算審査の進め方について</p> <p>〔出席者〕熊谷委員長ほか委員5名</p>	—

日時	活動区分	内 容	頁
10. 10 (金) 10:00～13:37	所管事務調査③	<p>《総務部、まちづくり推進部、上下水道部、消防本部》</p> <p>■第三次登米市総合計画（案）について</p> <p>〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 6名 総務部 阿部総務部長ほか 8名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか 7名 上下水道部 小林部長ほか 5名 消防本部 小野寺消防長ほか 4名</p>	一
11. 13(木) 9:58～15:36	所管事務調査④	<p>《まちづくり推進部》</p> <p>■第 5 期行政情報システム【内部情報系】更新事業について</p> <p>■第 3 次登米市空き家等対策計画（素案）の概要について</p> <p>《総務部》</p> <p>■国家公務員等の旅費に関する法律の改正について</p> <p>■令和 7 年人事院勧告について</p> <p>〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 6名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか 7名 総務部 阿部総務部長ほか 5名</p>	一
	検 討	<p>《委員のみ》</p> <p>■今後の常任委員活動について</p> <p>〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 6名</p>	
11. 18(火) 13:30～15:25	所管事務調査⑤	<p>《上下水道部》</p> <p>■下水汚泥資源の肥料化と共同処理について</p> <p>〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 4名 宮城県企業局 佐々木水道事業推進専門監ほか 1名 上下水道部 小林部長ほか 5名</p>	5

	所管事務調査⑥	<p>《まちづくり推進部》</p> <p>■第5期行政情報システム【内部情報系】更新事業について</p> <p>〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 5名 まちづくり推進部 佐藤部長ほか 4名</p>	
12.1 (月) 10:00～11:40	検 討	<p>《委員のみ》</p> <p>■陳情・要望の取扱いについて</p> <p>■12月定期議会中における委員会並びに分科会日程について</p> <p>■常任委員会調査報告書について</p> <p>■所管事業に係る現状と課題の共有について</p> <p>〔出席者〕 熊谷委員長ほか委員 5名</p>	—

総務企画常任委員会 活動概要

【所管事務調査⑤】

1. 日 時：令和7年11月18日（月） 午後1時30分～午後3時25分

2. 場 所：迫庁舎3階 第1委員会室

3. 事 件

<上下水道部>

下水汚泥資源の肥料化と共同処理について

4. 出席者：委員長 熊谷 和弘、副委員長 伊藤 善博、
委員 及川 圭助、鈴木 実、曾根 充敏、
欠席者：委員 武田 節夫、日下 俊

(上下水道部) 部長 小林 和仁、
次長兼下水道施設課長 高橋 浩昭、
参事兼経営総務課長 佐々木 隆、
水道施設課長 高橋 広人、
下水道施設専門監 須田 英樹、
経営総務課 課長補佐 菅原 直樹

(宮城県企業局) 水道経営課 水道事業推進専門監 佐々木 健志、
〃 課長補佐（班長） 岡部 康伸

(議会事務局) 政策・改革係長 主藤 貴宏

5. 概要：(別紙のとおり)

6. 所見：(別紙のとおり)

■下水汚泥資源の肥料化と共同処理について

(概要)

宮城県は、流域下水道事業で発生する下水汚泥の有効利用やコスト縮減を図るため検討を進めていた肥料化施設の導入について、事業の実施により処理コストの削減や市町村共同処理による安定化に伴う事務削減など多くの効果が期待できるとし、東部下水道事務所所管の3流域において下水肥料化施設の導入を進めることから、事業概要について調査した。

※東部下水道事務所所管の3流域

①北上川下流域 ②北上川下流東部流域 ③迫川流域

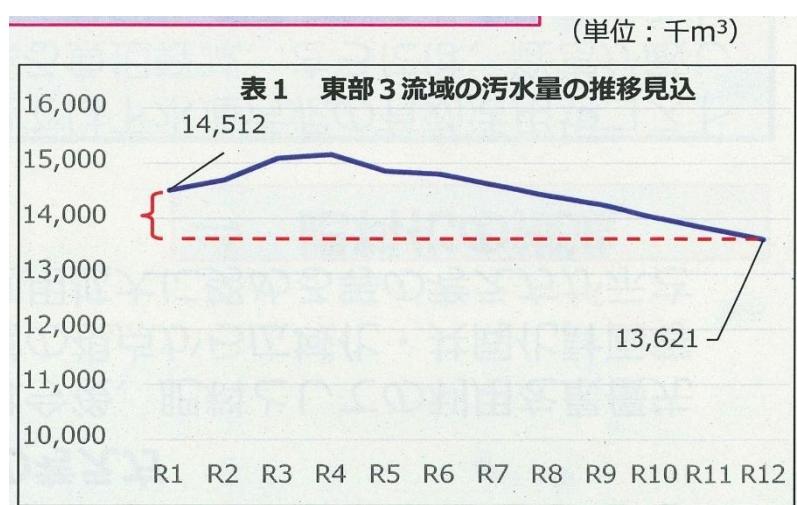
【経緯・課題】

①処理方法と経済的負担

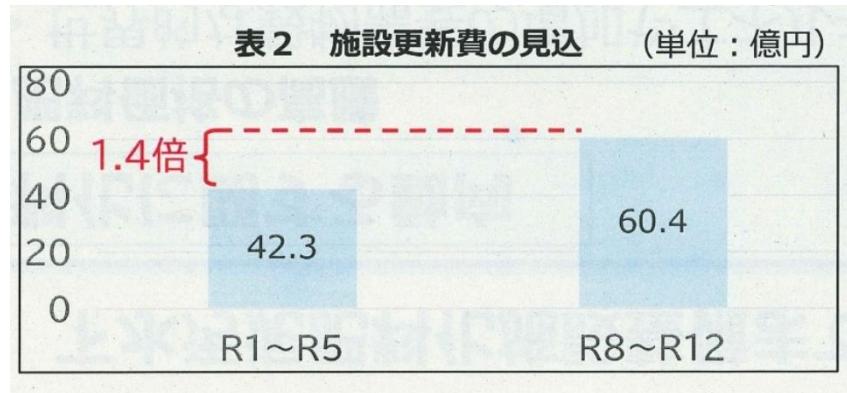
宮城県7つの流域下水道事業で発生する下水汚泥年間約6.1トンのうち、焼却後のセメント材料化や燃料化などで約4.7トンを有効活用し、残りの約1.4トンは民間へ処理委託してコンポスト等として利用しており、100%リサイクルしているが、民間処分に要する費用の高騰が課題だった。

②汚水量の減少と将来更新需要の増加

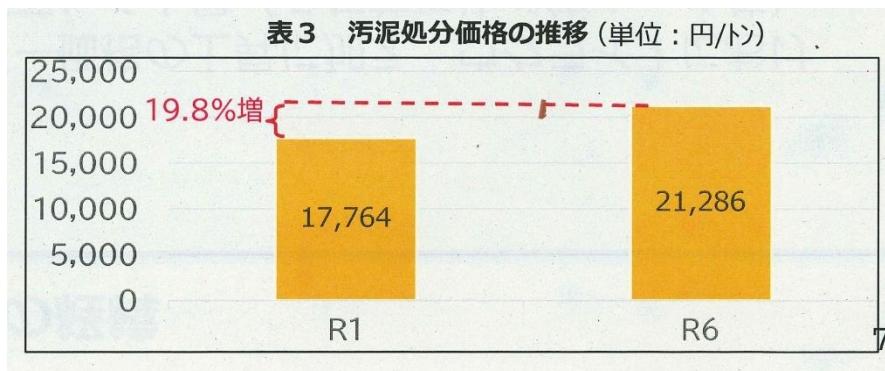
◆今後、人口減少に伴い、汚水処理量は減少する見込みである。



◆今後、施設の老朽化に伴う施設更新の需要（費用）が増大となる。



◆燃料費等の高騰に伴う民間における汚泥処分価格が上昇している。



③肥料化に関する動向

◆肥料価格の高騰

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇などにより、肥料価格が著しく上昇し、農業経営への影響が懸念される。

◆下水汚泥資源の肥料利用拡大に関する国の考え方

国から「下水道管理者は今後、肥料としての利用を最優先し最大限の利用を行うことや下水道経営の視点から広域化・共同化計画等も含めて、総合的に勘案しつつ速やかに利用拡大に努める」旨の考え方方が示された。



これらの課題や国の動向を踏まえ、宮城県では下水道汚泥の有効活用やコスト縮減による経営改善、経営が厳しい市町村との下水道事業等における広域化・共同化の観点からも、重要な取組との認識のもと、民間処理量の多い東部3流域において、下水道汚泥資源の肥料利用の関する検討に着手。

その後、有識者による検討会での議論を経て、「東部下水道事務所所管の3流域において、下水汚泥肥料化施設の導入を進める」こととなった。

【事業の概要】

①事業手法

- ・施設規模は、共同処理を含め人口減も視野に入れた規模である 55t／日、設置数は、1か所に集約整備することとし、D B O方式で実施する。
- ・事業期間：20年
- ・全体事業費：約 150 億円

②肥料利用

- ・JAや農業法人との意見交換を継続し、肥料利用の普及啓発に向けた機運を醸成する。
- ・肥料の成分分析や栽培試験等の結果の公表やシンポジウム等の開催で有効性、安全性を発信する。

③市町村共同処理

- ・7自治体が参画意向を表明
(石巻市、登米市、栗原市、大崎市、気仙沼市、涌谷町、松島町)
- ・塩分濃度の高い汚泥の受入は、将来利用の可能性について検討を継続する。

【設置個所の選定】

事業手法

- ・候補地として、石巻浄化センター、石巻東部浄化センター、石越浄化センターの3箇所を検討し、下記の要件を満たすことで「石越浄化センター敷地内への施設設置が最適」と評価した。

- 施設規模⇒延床面積 10,000 m²以上の施設が設置可能な広大な面積が必要であること。
- 汚泥搬入⇒東部3流域及び関連市町の汚泥搬入場所として、集約に有利であること。
- 製品利用⇒東部3流域及び関係市町のほぼ中心に位置し、広く利用が期待できること。

【スケジュール（現時点での想定）】

令和8年度に公募し、事業者決定する。設計・工事完了までに4年～5年を要すると想定している。

(所 見)

宮城県が計画する下水汚泥肥料化施設の整備について、調査した。

当該施設は東部下水道事務所管轄の3流域下水道事業から発生する下水汚泥の資源化を推進するもので、迫川流域下水道石越浄化センター敷地内がその最有力立地候補地である旨、県企業局水道経営課の担当者から説明を受けた。

石越浄化センター内には施設規模に見合った敷地があり、また、東部3流域や今後参加が想定される関連市町のほぼ中心に位置することから利用の拡大が期待できるとの選定理由であった。

委員会としては、当該施設予定地が石越浄化センター内の南側に計画されることから、臭気拡散の程度や原子力災害指定廃棄物仮保管庫の移設など懸念事項の確認を行った。また、稼働時における大型車両通行量や周辺道路の歩車分離、原料搬入時の車両形態（密閉式か）など、想定される地元対策の必要性なども意見した。

本事業は県事業であるものの地元理解が必要不可欠である施設と認識するところから、本市においても意をもって県当局と協議されるよう心掛けたい。